

医療法人方佑会 植木病院

植木通所リハビリテーションセンター運営規程

第1条（事業の目的）

医療法人方佑会が実施する通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション（以下「事業所」という。）の事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態又は要支援状態（以下、「要介護状態等」という。）となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図り生活機能の維持又は向上を目指すことを目的とする。

第2条（運営方針）

事業所の運営の方針は、以下のとおりとする。

- ① 通所リハビリテーションは利用者が要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防並びに利用者を介護する者の負担の軽減に資する、その目標を設定し計画的に行う。
 - ② 提供する通所リハビリテーションの質の評価を行い、常にその改善を図る。
- 2 事業実施に当たっては、市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携に努める。
- 3 事業所は、以下の場合を除いて、正当な理由なくサービス提供を拒まない。
- ① 事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合。
 - ② 利用申込者の居住地が当該事業者の通常の事業の実施地域外である場合、その他利用申込者に対し自ら適切な指定通所リハビリテーションを提供することが困難な場合。

第3条（事業所の名称等）

事業所の名称・施設名及び所在地は次のとおりとする。

- ① 名称 医療法人方佑会 植木病院
- ② 施設名 植木通所リハビリテーションセンター
- ③ 所在地 堺市北区黒土町 3002 番地 5

第4条（従業者の職種、員数及び職務の内容）

事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

① 管理者 1人

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに従業者に法令等の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

② 医師 1人

診療又は運動機能検査、作業能力検査等を基に、利用者の心身の状況、病歴及びその置かれている環境等を踏まえ理学療法士その他の従業者と共同して、リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所リハビリテーション計画及び介護予防通所リハビリテーション計画（以下、通所リハビリテーション計画という。）を作成するとともに、適切なリハビリテーションを行えるよう利用者の健康状態等を把握する。

③ 理学療法士 2人（常勤 2人）

医師と連携して、通所リハビリテーション計画を作成するとともに、利用者に対して理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行う。

④ 看護職員及び介護職員 5人（常勤 3人）

医師等の指示のもと、通所リハビリテーション計画に従ったサービスを実施する。また、サービスの実施状況及びその評価を診療記録に記載する。

⑤ 事務職員 2人（常勤 2人）

必要な事務を行う。

第5条（営業日及び営業時間）

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

ただし、災害、悪天候等止むを得ない事情が生じた場合は、利用者等に連絡の上変更することがある。

① 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日及び12月29日から1月3日までを除く。

② 営業時間 月～金 午前8時45分から午後5時00分までとする。

土 午前8時45分から午後1時00分

③ サービス提供時間

一単位 月～土 午前8時50分から午前10時20分まで

二単位 月～土 午前10時40分から午後0時10分まで

三単位 月～金 午後2時15分から午後3時45分まで

第6条（事業所の利用定員）

事業所の利用定員は、20名（1単位）とする。

第7条（通所リハビリテーションの内容）

事業所が行う指定通所リハビリテーションの内容は次のとおりとする。

- ① 通所リハビリテーション計画の作成
- ② 医学的管理下でのリハビリテーション
- ③ 送迎
- ④ その他の介護の提供
- ⑤ 介護に関する相談援助

第8条（事業所の利用料その他の費用）

通所リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣の定める基準によるものとし、当該指定通所リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

（事業所の重要事項説明書参照）

2 前項の定めるもののほか、事業所は利用者から以下の費用の支払いを受けるものとし、その額は別表のとおりとする。

- ① おむつ代、その他の日常生活費
- ② 次条に定める通常の事業の実施地域を超えて行う場合の送迎費用

3 事業所が利用者から前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

4 事業所が利用者から第1項及び第2項の費用の支払いを受けたときは、サービス及び料金の内容・金額を記載したサービス提供証明書を利用者に交付しなければならない。

5 前項の規定は現物給付、法定代理受領とならない利用料の支払いを受けた場合にも適用する。なお、この場合、利用者又はその家族からの求めがあれば、要介護認定申請等必要な手続きについて説明・助言を行うこととする。

第9条（通常の事業の実施地域）

通常の事業の実施地域は、堺市北区、堺市中区、堺市堺区とする。

第10条 (サービス利用に当たっての留意事項)

利用者が事業所の提供するサービスを利用するに当たっての留意事項は次のとおりとする。

- 1 利用者又はその家族は利用者の心身の状況等に変化が見られた場合は、速やかに事業所の従業者に連絡すること。
- 2 事業所の設備・備品を利用する際には、事業所の従業者の指示に従うこと。
- 3 他のサービス利用者の迷惑行為となる行動等を慎むこと。
 - ① 飲酒は禁止する。
 - ② 喫煙は禁止する
 - ③ 暴言・暴行は禁止する 等

第11条 (利用者の健康管理)

事業所は利用者の健康状態を適切に管理し、安全で安心なリハビリテーションサービスを提供し、事業所における健康管理体制(配置職員・役割)は以下の通りとする。

- ① 医師 1名(健康状態の総合的判断・指示)
- ② 看護師 2名(バイタル測定、健康観察記録、緊急対応、介助業務)
- ③ 理学療法士(PT) 2名(リハビリ施術、身体機能評価)
- ④ 介護福祉士 2名(介助、送迎、観察記録、情報共有)

2 健康状態の把握方法

来所時に全利用者を対象として健康チェックを実施する。 ※注1参照

3 体調不良時・緊急時対応

利用者に体調変化が見られた場合は、速やかに看護師が確認し、必要に応じて医師へ報告・指示を仰ぐ。緊急性が高い場合は植木病院救急外来に搬送を行い、家族およびケアマネジャーに連絡する。

4 感染症対策

感染症対策は厚生労働省が定める「介護施設における感染対策の手引き」及び「植木病院院内感染対策マニュアル」に準拠し、手指衛生、マスク着用、換気、器具の消毒、体調不良者の出勤制限等を徹底する。また健康状態に変化があった場合、速やかに家族およびケアマネジャーへ報告し、異常が認められた場合は、介護職員から看護師・医師へ口頭報告後、所定の記録様式に記入する。

更に 事業所は、感染症が発生又は蔓延しないように必要な措置を講じるとともに、従業員については適宜に健康診断等を実施する。

※注 1 (事業所の各種マニュアル一覧「NO4 利用者の健康管理に関するマニュアル」参照)

第12条 (非常災害対策)

事業所及びその従業員は、地震、火災等の非常災害に際して、利用者の安全確保を最優先とした避難、誘導等の措置を取らなければならない。

- 2 事業所の従業員は、消火設備、救急品、避難器具等の備え付け及びその使用方法、並びに非常災害時の避難場所、避難経路に熟知しておかなければならない。
- 3 事業所の従業員は、非常災害等を発見又は発生の危険性を察知したときは、臨機の措置をとるとともに、所轄消防署に通報する等の適切な措置を講じ、その被害を最小限にとどめるように努めなければならない。
- 4 事業者は、火災、風水害、地震等の非常災害の種類ごとに具体的な計画を定め、非常災害時における関係機関への通報体制及び関係機関との連携体制を整備し、これらを定期的に従業員に周知するとともに、非常災害等における避難、救出等の訓練を年に2回以上行うこととする。

(医療法人方佑会 植木病院 事業継続計画「BCP」)に準拠する)

第13条 (サービス提供困難時の対応)

事業所は利用申込者に対し自ら適切な指定通所リハビリテーションを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

第14条 (居宅介護支援事業者との連携)

事業所は、事業の実施に際し、居宅介護支援事業者(必要と判断される場合は主治医、保健医療・福祉サービス提供者を含む)と連携し、必要な情報を提供することとする。

第15条 (利用者に関する市町村への通知)

事業所は利用者が正当な理由なしに指定通所リハビリテーションの利用に関する指示に従わないこと等により、自己の要介護状態等の程度を悪化させたと認められるとき、及び利用者に不正な受給があるときなどには意見を付して当該市町村に通知することとする。

第16条 (利用供与の禁止)

事業所及びその従業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者サービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

第17条 (秘密保持)

事業所及びその従業者は正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 従業者でなくなった後においても、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

3 植木病院の個人情報保護法に関する院内規定に基づき運用される。

(事業所の各種マニュアル一覧「NO11 個人情報保護法に関する院内規定」参照)

第18条 (苦情処理)

利用者やその家族からの苦情等に迅速かつ適切に対応するために、事業所に苦情受付窓口を設置する。苦情が生じた場合は、直ちに相手方に連絡を取り、詳しい事情を把握するとともに、従業者で検討会議を行い、必ず具体的な対応を行う。また、苦情記録、その対応を台帳に保管し、再発を防ぐ。

(事業所の各種マニュアル一覧「NO7 相談苦情等対応マニュアル」参照)

第19条 (緊急時又は事故発生時等における対応方法)

事業所の従業者は、通所リハビリテーション事業を実施中に利用者に病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必用に応じて臨機応変の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。

(事業所の各種マニュアル一覧「NO10 緊急対応マニュアル」参照)

2 事業所は、前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(事業所の各種マニュアル一覧「NO9 事故発生防止マニュアル」参照)

第20条 (地域との連携等)

事業所の運営に当たって、提供した通所リハビリテーションに関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するように努める。

2 事業者は、当該事業所が所在する地域の自治会等の地縁による団体に加入するなどして、地域との交流に努める。

第21条 (その他運営に関する重要事項)

本事業の社会的使命を十分認識し、従業員の資質向上を図るため、研修等の機会を設けるとともに、業務体制を整備する。

- 2 この規程の概要等、利用(申込)者のサービス選択に関係する事項については、事業所内の見やすい場所に掲示する。
- 3 第7条第1項①の通所リハビリテーション計画、サービス提供記録(診療記録含む。以下同じ。)についてはそれらを当該利用者に交付する。
- 4 第7条第1項①の通所リハビリテーション計画、及びサービス提供記録、第19条第2項に規定する事故発生時の記録、第15条に規定する市町村への通知、第18条の苦情処理、並びに介護報酬請求に関する記録については、整備の上、完結してから5年間保存する。
- 5 市町村、並びに国民健康保険団体連合会(以下、「市町村等」という。)からの物件提出の求めや質問・照会等に対応し、その調査に協力するとともに、市町村等からの指導・助言に従って必要な改善を行う。また、市町村等から求められた場合にはその改善の内容を市町村等に報告する。
- 6 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項及び各種管理マニュアル(別綴り、通所リハビリテーションセンター各種マニュアル一覧)は、医療法人方佑会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

管理責任者:河井 裕史

この規程は、平成30年9月1日から施行する。

改訂履歴:(令和7年10月1日制定)

改訂履歴:(令和8年5月1日制定)

医療法人 方佑会 植木病院
植木通所リハビリテーションセンター